

# なくそう！望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～



望まない受動喫煙をなくすために、健康増進法の一部が改正となり、多くの人が利用する施設が段階的に原則屋内禁煙となります。令和元年7月から、学校、病院、行政機関の庁舎などは敷地内禁煙となりました。

■問／保健所健康推進課 ☎573-4384

## 受動喫煙とは？

受動喫煙とは、他人のたばこの煙を周囲の人が吸ってしまうことです。たばこの煙には、発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの多くの有害物質が含まれています。受動喫煙によって、肺がんや心筋梗塞、脳卒中、乳幼児突然死症候群などの病気になる危険性が高まります。

## 改正健康増進法の3つの基本的な考え方

- 1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮
- 3 施設の類型・場所ごとに対策を実施

## 改正内容(概要)

施設の区分に応じて一定の場所を除き喫煙を禁止します。全ての施設で、喫煙可能場所には喫煙可能場所である旨の掲示を義務付け、利用者・従業員ともに20歳未満は立入禁止。

### 敷地内禁煙

令和元年7月1日から

対象となる施設

### 第一種施設

学校、病院、  
児童福祉施設、行政機関の庁舎など  
(施設利用者が通常立ち入らない場所に特定屋外喫煙場所を設置することは可能)



### 原則屋内禁煙

令和2年4月1日から

対象となる施設

### 第二種施設

事務所・ホテル・飲食店など第一種施設以外の多数の人が利用する施設  
(喫煙専用室や加熱式たばこ専用の喫煙室を設置することは可能)



詳しくは市ホームページか、厚生労働省ホームページをご覧ください。 **なくそう！望まない受動喫煙** 🔍

## 健康フェスタ2019

■と き／9月8日(日)午前10時～午後3時  
■ところ／アオウゼ

### 講演会

健康づくり講演会

①『人生百年時代 一緒に描きませんか？健康設計図～健康寿命延伸の秘訣教えます～』  
と き／午前11時～正午(開場：午前10時45分)

講師 市保健所長 中川昭生

②『お口の健康は 身体の健康～家族でおいしく楽しい生活！子どものため？孫のため？自分のため？～』  
と き／午後1～2時(開場：午後0時45分)

講師 奥羽大学歯学部教授 島村和宏さん

■定員／①②ともに100人

■申し込み方法  
講演会参加を希望する方のみ事前に電話で

■申込・問  
保健所健康推進課  
☎572-3120

### 各種コーナー

【健康チェックコーナー】  
血管年齢測定、  
血糖値測定、体力測定、  
血圧・体脂肪測定など

【健康相談コーナー】  
生活習慣病、栄養、医療・  
介護福祉、認知症など

【展示・体験コーナー】  
健民カード、ラジオ体操、  
心肺蘇生・AED、  
手洗い体験など